

人文学部同窓会からのご案内

人文学部入学生 各位

このたび、三重大学人文学部に合格され、めでたくご入学のはこびとなりましたことを、こころからお祝い申し上げます。ご入学にあたりまして、人文学部同窓会から同窓会入会のご案内をお届けいたします。

人文学部同窓会は、卒業後の皆様の親睦と融和、ならびに母校との連絡を図ることを目的にしています。人文学部同窓会はこの目的のために、同窓会報を定期的に発行するとともに、会員相互の交流の場を提供しています。

人文学部同窓会の運営費用はすべて、人文学部関係者一人ひとりから納入いただく会費によって賄われています。同窓会の役割と意義をご理解いただき、同窓会への入会と運営にご協力いただけますようお願いいたします。

同窓会費と同窓会への入会手続きは、三重大学人文学部同窓会規約第16条に規定している通りです。入学時に終身会費10,000円を納入していただき、卒業時に所定の手続きを行っていただくことで正会員になっていただきます。

つきましては、新入学生の皆様には、同窓会費の納入をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

三重大学人文学部同窓会

【お振込先】

口座番号 : ゆうちょ銀行 00810-5-37076

口座名義 : 三重大学人文学部同窓会

入金金額 : 10,000円

～振込みの際の注意点～

- ・ご入学先の学科名（「文化学科」または「法律経済学科」）をご記入ください。
- ・ご依頼人の欄には、かならず、入学者ご本人の氏名をご記入ください。

人文学部同窓会についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。ただし、研究室を留守にしていることもありますので、あらかじめご了承ください。

人文学部同窓会担当教員

法律経済学科准教授 藤本 真理

Tel : 059-231-9175 (研究室直通) E-mail : m-fujimoto@human.mie-u.ac.jp

文化学科講師 野上 志学

Tel : 059-231-9138 (研究室直通) E-mail : shigaku.nogami@human.mie-u.ac.jp

三重大学人文学部同窓会規約

(名称)

第1条 本会は、三重大学人文学部同窓会と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は、次の者とする。

- 一 正会員 三重大学人文学部卒業生（但し、三重大学人文学部大学院修了生を含む）
- 二 賛助会員 三重大学人文学部の現旧教員
- 三 学生会員 三重大学人文学部生（但し、三重大学人文学部大学院生を含む）

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第4条 ①本会の事務局は、三重大学人文学部内に置く。

②事務局は、各学科からそれぞれ1名の教員を選出する。

③任期は1年とし、再任することができる。

(事業)

第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員情報の管理
- 二 会報の発行
- 三 会員相互の親睦
- 四 その他、本会の目的達成のために必要な事項

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名
- 五 学年幹事 各学年につき2名

(名誉会長)

第7条 本会に名誉会長を置く。名誉会長には、三重大学人文学部長をあてる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、2期4年を限度として再任することができる。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を総理し、本会を代表する
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態が生じた際に、その職務を代行する
- 三 理事は、本会の運営に関する事項を処理する
- 四 監事は、会計を監査する
- 五 学年幹事は、学年の代表として学年の連絡・統括をし、会員の動向について事務局に届け出る

(役員選出)

第10条 役員選出は、次の方法による。

- 一 会長、副会長及び監事は、総会で正会員の中から選出する
なお、副会長及び監事は各学科より1名ずつをあてるものとする
- 二 理事は、正会員の中から選出し、総会の承認を受けるものとする
- 三 学年幹事は、各学科の卒業生の中より互選にて選出する

(役員の報酬)

第11条 役員の報酬は、次のとおりとする。

一 会長	20,000円
二 副会長	10,000円
三 理事	5,000円
四 監事	5,000円

(会議)

第12条 ① 本会の会議は、総会及び理事会とする。

② 総会における決議は、出席正会員の過半数をもって議決する。

③ 理事会における決議は、出席者の過半数をもって議決する。

(総会)

第13条 ① 総会は、原則として毎年1回開催する。

② 理事会が必要と認めたとき、会長は臨時総会を開催しなければならない。

③ 総会は、理事会の承認があれば、会報への掲載をもって替えることができるものとする。但し、役員選挙及び規約の変更を行う場合は、この限りではない。

④ 総会において行う事項は次のとおりとする。

- 一 会務の報告
- 二 会計の承認
- 三 役員を選出及び承認
- 四 その他、必要な事項

(理事会)

第14条 ① 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が招集し開催する。

② 理事会は、本会の会務に関する諸事項を決定する。

(支部)

第15条 ① 本会は必要に応じ、支部を置くことができる。

② 支部は、その規約及び活動報告を理事会へ届け出るものとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第17条 ① 正会員の会費は、終身会費10,000円とし、学生会員入会時にこの会費を納入するものとする。

② 学生会員は、人文学部卒業時（又は大学院修了時）に必要な事項を登録することにより、同窓会の正会員となる。

③ 会費を納入した後、やむを得ぬ事由により正会員になることを希望しない場合は、同窓会事務局に必要な事項を連絡することにより、会費の返還を受けることができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(雑則)

第19条 会員は、転居、改姓、その他の異動の際は、学年幹事または本会事務局に届け出るものとする。

(改正)

第20条 本会規約の改正は、理事会がこれを発議し、総会の承認を得るものとする。

附則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成8年12月8日から施行する。

附則

この規約は、平成15年11月4日から施行する。

附則

この規約は、平成29年2月12日から施行する。

細則

(会費) 平成8年12月8日、規約第16条の改正による

1. ① 規約第16条に定める会費の額及び納入時期は、平成9年度入学生から適用する。但し、平成9年度卒業生（第11期生）から平成12年度卒業生（第14期生）までについては、納入時期は従来通り、卒業時とする。
- ② 第1期生から10期生までの会員のうち、終身会員となっていない会員は、基本的に入会時に納入した初年度会費と入会以降に納入した年会費の合計を控除した額を同窓会の指定する銀行口座に振り込みにより納入しなければならない。
- ③ 第1期生から10期生までの会員のうち、終身会員となっている会員は、同窓会事務局に必要事項（会員名、卒業年度、連絡先、返還を受ける金融機関の口座番号 等）を連絡することにより、既に納入した旧会費との差額の返還を受けることができる。

三重大学全学同窓会 プライバシー・ポリシー

I 基本方針

三重大学全学同窓会（以下「本会」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、会員の利益が損なわれないよう、個人情報の保護に努めます。

本会では、以上の基本方針を実行するため、以下のような「三重大学全学同窓会個人情報に関する取扱い」を策定し、これを遵守します。

II 三重大学全学同窓会個人情報に関する取扱い

1. 本会の同窓生データベースには、次の個人情報を保有します。

- i. 氏名
- ii. 生年月日
- iii. 連絡先住所
- iv. 卒業年（修了年）
- v. 学部・学科等
- vi. 勤務先
- vii. メールアドレス
- viii. 連絡先電話番号
- ix. その他 収集にあたり本人の同意が得られた事項

2. 個人情報の利用目的

本会では、個人情報を、次の目的以外に利用しません。

なお、個人情報の利用目的を変更する場合、本会ホームページ及び広報誌に掲載します。

- i. 本会の事業、行事の企画運営に供する基礎資料作成
- ii. 広報誌の作成及び広報誌・出版物の発送
- iii. 本会から会員への各種連絡・配信・問い合わせ
- iv. 学部同窓会相互の連携・連絡の仲介
- v. 本学在学学生に対する就職、学生生活などへの支援活動
- vi. 本学卒業生・修了生の学術及び社会貢献等の歴史資料の蓄積
- vii. その他、本会の設立目的に関連・付随する業務

3. 個人情報の収集方法

個人情報の収集は、卒業・修了時に三重大学から一括して入手します。

また、卒業・修了後はご本人からの情報のみに基づいて、データを蓄積します。

4. 個人情報の提供

本会では、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

- i. 会員本人が同意している場合
- ii. 就職支援に伴って、本学在学学生に対し提供する場合

- iii. 上記2. の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先に対し提供する場合
- iv. 法令に基づく場合
- v. 会員の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

なお、三重大学及び業務委託先への情報提供に応じられない場合は、全学同窓会にその旨を申し出ることにより、情報提供を停止します。

5. 個人情報の管理

本会では、上記2. の利用目的の達成に必要な範囲内において、会員の個人情報を正確で最新なものに維持するよう努めます。

また、本会では、個人情報の漏洩、紛失、悪用、改ざん等を防止するため、個人情報保護のための管理体制を整備し、安全管理に努めます。

さらに、業務委託にあたっては、機密保持条項を含む契約を締結し、業務委託先に対し情報に関する厳重な管理を求め、目的以外の利用を行わせないようにします。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

本会では、個人情報について本人から誤りの指摘があった場合、速やかに訂正します。

また、会員自身の個人情報の開示請求については、会員本人であることを確認させていただいたうえで開示します。

なお、本会での個人情報の取扱いについての意見、要望、質問、苦情は、下記までお知らせください。

※ 本件に関する問い合わせ先

三重大学全学同窓会事務局

TEL. 059-231-9004 (直)